

高知地方裁判所委員会（第26回）議事概要

1 日 時

平成29年1月17日（火）午後3時から午後4時45分まで

2 場 所

高知地方・家庭裁判所大会議室

3 出席者

(1) 委員（五十音順，敬称略）

石 丸 将 利

大 谷 英 二

岡 本 佐代子

齋 藤 大 巳

島 根 豪

長 山 育 男

野 並 誠 二

畠 中 智 子

藤 田 真 一

藤 田 直 義

宮 地 宏 明

(2) 事務担当者等

杉 浦 一 輝（高知地方裁判所民事部裁判官）

手 塚 隆 成（高知地方裁判所民事部裁判官）

山 崎 晃（高知地方裁判所事務局長）

貝 出 久 雄（高知地方裁判所民事首席書記官）

高 見 和 昭（高知地方裁判所刑事首席書記官）

山 崎 健 次（高知地方裁判所民事次席書記官）

小 西 常 雄（高知地方裁判所事務局総務課長）

島 津 和 子（高知地方裁判所事務局総務課課長補佐）

4 議事

(1) テーマ

配偶者暴力等に関する保護命令事件（DV事件）の現状について

(2) 意見交換等

ア 内閣府作成のDVD「配偶者からの暴力の根絶をめざして～配偶者暴力防止法のしくみ～」の一部を視聴し、杉浦民事部裁判官及び手塚民事部裁判官から、配偶者暴力等に関する保護命令事件（DV事件）の現状について説明が行われた。

イ 意見交換（○：委員，●：主に説明を担当した委員，事務担当者等）

裁判所の取組に対する印象，意見等について

● 先ほどDVDを観ていただきましたが、委員のみなさんイメージできましたか。この手続は、裁判所だけ行っているわけではなく、行政機関と連携して行っているというのが、一つの大きな手続の特徴ですが、何か御感想等ありますか。

○ DVは、ストーカーにも近い行動だと思いますが、ストーカーとの違いを教えてください。

● DVとストーカーというのは、確かに重なっている部分はありますが、ストーカーというのは、必ずしも暴力や脅迫が伴っているものではありません。暴力や脅迫があって、かつ配偶者あるいは配偶者であった者という関係がある場合に、保護命令の手続を行うことになります。

○ 夫婦関係やそれに近い関係の場合にDV事件の対象になるということですか。

● そうですね。逆にストーカーというのは、街でたまたま知り合った人に目を付けられているという場合でも適用対象になります。

- ストーカー行為であってもDVの中にも含まれる場合もあるということですね。
- そうですね。ただし、ストーカー規制法に関する規制については、裁判所が直接関与していませんから、裁判所でそれを振り分けるという手続にはなっていません。
- 私は、刑事事件を扱っていますから、私からも若干説明させていただきます。ストーカーというのは、一つ一つは犯罪にならない行為です。メールをたくさん送るとか、電話をたくさん掛けるとか、罪に問えない行為だけでも困ってしまうという行為、それを何とかしようというのが、ストーカー行為規制法です。DVというのは、暴行や脅迫等、刑事事件にできる行為ですが、刑事事件になるためには、殴られなくては行けない、脅されなくては行けないということになり、それでは駄目なので、その前に止めましょうというのが、DVの保護なのです。このような違いがあります。
- 高知県の人口が70万人くらいで、平成28年度の高知の本庁、支部を合わせてDV事件が25件あったということですが、これについて何か御意見等ありませんか。
- 平成19年からの高知の件数を見ますと、平成25年から件数がかなり減っていますが、これは何か理由があるのですか。
- 原因は分かりませんが、全国的にはあまり件数は変わっていません。四国の他の県ですと、徳島県は、平成24年に約20件あったのが、平成27年には約5件に激減しています。高松は、二、三十件くらいを推移しています。このように地域によってばらつきがあります。この事件は非常に個別性が強い事件なので、一般的な経済状況や社会情勢の影響というわけではないと思います。
- DVを受けている被害者が、すぐに裁判所に保護命令の申立てをしよ

うと思いつくことは、あまりないと思います。駆け込んだ先の警察やDVセンターが、どの程度この保護命令事件を活用して支援しようとしているのかによっても変わってくるのではないかという印象を持っています。ですから、関係機関がどの程度イニシアチブを持って裁判所を利用してこうしてくれているのかによっても変動があるのではないかと思います。

- 保護命令の期間が6か月なのは何故ですか。また、その6か月の間、裁判所は、どの程度関わっているのですか。
- 6か月という期間は、法律に定められています。この6か月間、相手方が何も接触しなければ、裁判所は何もすることはありません。6か月の間に申立人が保護命令は必要なくなったと判断すれば、申立人の申出により保護命令を取り消すという手続がありますし、6か月を過ぎてもまだ危険な状態が続いているということであれば、再度の申立てができ、再度発令をすることもあります。
- 申立てを受理するまでのDV事件の相談件数等の現状は把握していますか。
- 裁判所とは直接関係ありませんが、高知県でDV被害者支援計画というのを策定していて、現在第3次パブリックコメントを実施している状況です。その参考資料によると、警察でのDVの認知件数は、平成21年以降増加しており、DVセンターに対する相談件数も平成22年頃までは増加していて、その後微減はしていますが、まとまった件数が継続しています。これが裁判所へのDVの申立てに至るのかということとは別の問題ですが、その前段階のDVの相談件数等は増加傾向にあります。
- 保護命令の申立ては、DVセンターへの相談件数の何割くらいですか。
- 具体的な件数でお答えすると、平成27年の高知県のDVセンターへの相談件数は411件で、保護命令の申立ては、18件でしたので、1

割にも満たない件数だったということになります。

- 申立てをしても認められなかった件数というのは分かりますか。
- 平成28年10月までの高知での発令は16件、取下げが3件、平成27年は発令が14件、取下げ1件で、却下はありません。ですから、大半は発令されている状況です。ただ、平成24年は発令25件、取下げ13件となっていて、認容率が6割程度で若干低めでした。
- 暴力や脅迫が認められなかったという理由以外の取下げもありますか。
- 理由までは分かりませんが、暴力や脅迫が認め難いということが多いと思います。必要性がなくなったという理由も理屈の上では考えられます。
- 保護命令が守られず刑事事件になった件数は分かりますか。
- 統計は確認していませんが、何年かで数件あったという程度しか聞いていません。ただ、マスコミを騒がすような事案だと傷害等で訴追されることが多く、DV法そのもので訴追というのは非常に稀だと聞いています。
- 法務省のホームページに検察統計が載っていて、各地方検察庁の罪名別の受理、処理件数が載っています。必要であれば、そちらを見ていただくと件数が分かります。類型としては、DV法違反以外の罪名で処理することはあり得ます。
- 1年以下の懲役又は100万円以下の罰金という刑罰が設けられているという点について、御意見はありますか。
- 実際の裁判でどのくらいの判決が出ているのかというのは、興味があります。高知の管轄下で、保護命令違反で刑罰が科せられたという事案は実際にあるのですか。
- 何年か前にDV法違反の事件はありましたが、結果については不明です。

- 保護命令違反に刑罰を科すというのは効果的で、保護命令が発令された場合には、命令が有効に機能し、被害者の身の安全が確保されているという理解でいいですか。
- 保護命令違反で起訴され、刑罰が科せられるということが話題になっていますが、それよりも保護命令というのは、裁判所が命令を出しているにも関わらず何かすると、あなた捕まりますよ、という警告機能が大きいと思います。それがあることによって警察がすごく動きやすくなりますので、実際に捕まって刑罰が科せられるという事案は非常に少ないと思います。自分が捕まって刑務所に行くというリスクを犯してまで何かをするという人は、あまりいません。保護命令期間の6か月の間に逃げる準備をしたり、警察がその手助けをしたりできるというところが、この手続の大きいところだと思います。
- 警察が介入しているにも関わらず、それでも配偶者に暴行、脅迫を行うというのは、かなりレアなケースだと思います。先ほど委員が言われていたのは効果測定のことだと思いますが、これについては、例えば、DVセンターに、保護命令が出た人たちがどうなったのかということの情報提供を求める等ということには、意義があると思います。
- 行政との繋がりという点について、他に御意見はありませんか。
- 先ほど、効果測定という言葉が出てきましたが、保護命令にどの程度の効果があるのか、もう少し数字的に出ていれば、DVによる被害を受けている人がどこかに駆け込んだときに、裁判所で保護命令を発令してもらったらいよいよと言ってもらえるようになると思います。このように、裁判所の利用、活用ということを皆さんに分かってもらうためには、効果測定による結果を関係機関で共有することが大事だと感じました。
- DVの被害者は、精神的に追い込まれ、参っている人が多いと思いますが、そういう人が申立書のような難しい書類を書けるのか疑問です。

そういう弱っている人に対して、どういった人が手を差し伸べて申立書の作成をしているのか、お伺いしたいです。

- 聞くところによりますと、最初は警察やDVセンターに行かれることが多いようです。警察やDVセンターには、かなりの知識をお持ちの方がいて、保護命令の申立書の書き方等もアドバイスしているようです。申立書は、比較的簡単な書式ができていて、記述するところもありますが、チェック式のところもあります。ですから、おそらく警察やDVセンターでアドバイスを受けながら自分で申立書を作成して、自分で申立てをしている方がほとんどではないかと思えます。弁護士が代理人で就いて申立てをすることもありますが、数は多くないと思えます。
- お話しがあったように、DVセンターでも書類の書き方を指導しているようです。裁判所に申立書を提出する際も、DVセンターの方が同行されることも多いです。DVの被害者は精神的に不安定な場合もあり、そういう方が一人で裁判官の前で話をするのは適切でない場合もありますので、裁判所での審尋にDVセンターの方が立ち会う場合もあります。申立書についても、お話しがあったようにチェック式のものを用意しています。また、申立書が全て整っていなければ受け付けないというような対応はしていませんので、書き方についても、適宜、指導、助言をしています。ただ、DVセンターには慣れた職員が多いことから、DVセンターを経由した方がいいのではないですかと案内したこともあります。
- この制度は、裁判所だけではなく、関係機関と一体となって運用しているところですが、特に裁判所に対して、こういうところを注意した方がいいのではないかとか、こういうところがあった方がいいのではないかとかというような御意見があればお願いします。
- DVの事件は、申立てから約7日で発令される手続のようですが、申立ては、いつ来るか分からないと思えます。裁判所は、申立てがあった

場合にすぐに対応できるような態勢になっているのですか。

- DV事件を担当できる裁判官は何人かいます。裁判官は、他の事件も担当しながらDV事件も担当していますので、申立てがあった日は、裁判の関係でどうしてもできないという場合もあります。その場合は、別の裁判官が担当するというように、空いている人が担当するようにしています。全員予定が入っているということはあまりありませんが、DV事件は緊急性があり、優先順位が高いので、仮に予定が重なったとしても、他の予定が動かせるような場合は、予定を空けてDV事件に当たるというように、迅速かつ柔軟に対応するようにしています。
- DVセンターを通しての申立ては、前日に、明日申立てがあるという予告の連絡が入る場合があります。そうすると、翌日の裁判官の予定を確認して、書記官とも相談の上、どの裁判官が担当するか決めておくというように、事前に段取りをしておくこともあります。

5 次回開催予定

(1) 開催日

平成29年7月11日(火)

(2) テーマ

裁判所における被害者保護・被害者配慮の運用について

(3) 開催場所

高知地方・家庭裁判所大会議室

(4) 地方裁判所委員会及び家庭裁判所委員会の合同開催